

高知県庁雑排水槽、グリストラップ等清掃及び産業廃棄物処理業務仕様書

この仕様書は、高知県庁雑排水槽、グリストラップ等清掃及び産業廃棄物処理の業務内容について定めるものとし、受託者は委託契約書に定めるもののほか、この仕様書に基づいて雑排水槽等の清掃及び産業廃棄物処理業務を実施しなければならない。

1 実施場所及び面積

本庁舎 高知市丸ノ内1-2-20

西庁舎 高知市丸ノ内1-7-52

※ 詳細は別紙「高知県庁雑排水槽、グリストラップ等清掃及び産業廃棄物処理業務実施一覧」のとおり。

2 契約期間

契約日から令和9年3月31日まで

※ この期間のいずれかの日で行うこと。ただし、1回目については、7月最終日までに実施すること。(正式な日程調整は、契約後に協議する。)

3 作業内容

雑排水槽・グリストラップ内等の清掃及び汚泥の抜き取り並びにその処分

4 作業方法

(1) 共通事項

ア 業務の実施にあたっては、事前に管財課担当者と協議を行ったうえ、その指示に従って誠実に実施すること。なお、作業中は槽内における適切な換気を心がけるとともに作業中の事故等に十分注意すること。

イ 現場での実施内容については委託者の指示する職員(以下「監督職員」という。)が、実施状況及び設備の状態を見て随時判断するものとし、作業内容が不十分であると認めた場合はその都度指示を行うので、業務従事者は速やかに、かつ誠意を持ってその指示に従った作業を執り行うこと。

ウ 作業は静粛かつ丁寧に行い、建物、器物に損傷を与え、又は、清掃用水を含む汚泥等を飛散させないように注意すること。

エ 業務従業者は、清掃業務に専念し、必要以外の場所に立ち入り、又は、書類を見たり、持ち出したりすることはもとより、知り得た委託者の業務内容を他に漏らしてはならない。

オ 業務従事者は、業務中は社名の入った作業衣又は腕章を着用すること。

カ 清掃器具及び使用材料は、業務内容及び建築材料等に最も適したものを用品、従来と異なる器具及び材料を使用しようとするときは事前に監督職員の承認を受けること。

キ 清掃業務の実施にあたり建物及び備品等を損傷したときは、直ちに監督職員に連絡し、その指示に従うこと。

ク 業務に使用する高圧洗浄機・ブラシ等の洗浄用品ほか必要な用具については全て受託者側で準備することとし、それに要する経費は、受託者の負担とする。

ケ 抜き取った汚泥については産業廃棄物として適切に処分を行うこと。マニフェストの用紙は受託者が準備し、排出事業者に記入させること。

(2) 雑排水槽及びグリストラップの清掃・汚泥抜取

ア 汚泥を抜き取った後、作業員が中に入り（雑排水槽の場合のみ）、水を流しながら槽内をブラシ等で擦って汚れを落とすこと。同等の効果が見込まれるのであれば、高圧洗浄機等による洗浄でも可。ただし、立会っている監督職員がその内容では不適切と認めた場合は、随時、速やかにその指示に従い、適正な清掃を行うよう誠意を持って対応すること。

イ 設備が古いため、清掃時に壁や内部配管等に損傷を与えないよう十分に注意すること。

ウ 清掃により発生した清掃用水（汚泥）も完全に抜き取ること。

エ 雑排水槽については清掃後、殺虫プレートを槽内につり下げること。

オ 本庁及び西庁厨房内のグリストラップについては、特に、汚泥が飛散しないよう注意すること。

(3) 排水溝の清掃

ア 格子が外れる場所は可能な限り外し、水を流しながらブラシ等で洗浄をすること。

イ 格子の外れない場所については、最大限汚れが落ちるよう丁寧に水で洗い流すこと。ただし、その際にも、清掃用水の飛散には十分に注意を払うこと。

ウ 清掃の可否・内容等について監督職員の指示があった場合は、速やかに、かつ誠実に対応すること。

(4) 排水管の清掃

ア 管の全長を洗浄できる、専用の高圧洗浄機を用いて清掃すること。通常的水流による洗浄や強めに水を流しただけでは清掃したもとは認めない。

イ 排水管の清掃は排水先の槽及びグリストラップを清掃する前に行い、それらの清掃の際に、管の清掃により発生した清掃用水も抜き取ること。

(5) その他、現場での監督職員の指示する内容については、誠意をもって対応すること。勝手な判断により作業を進めたり終了させたりしないこと。

不明な点は前もって管財課担当者と打ち合わせること。

5 作業完了検査及び報告

清掃作業終了後は速やかに作業報告書（要写真。様式は任意）を作成し、管財課へ提出すること。また、汚泥処分に係るマニフェストについても、各票をそれぞれ産業廃棄物管理票制度に定められた報告期限内に管財課へ報告（提出）すること。

高知県庁雑排水槽、グリストラップ等清掃及び産業廃棄物処理業務 実施一覧

本庁舎

高知市丸ノ内1丁目2-20 高知県庁本庁舎内（別紙図面のとおり）

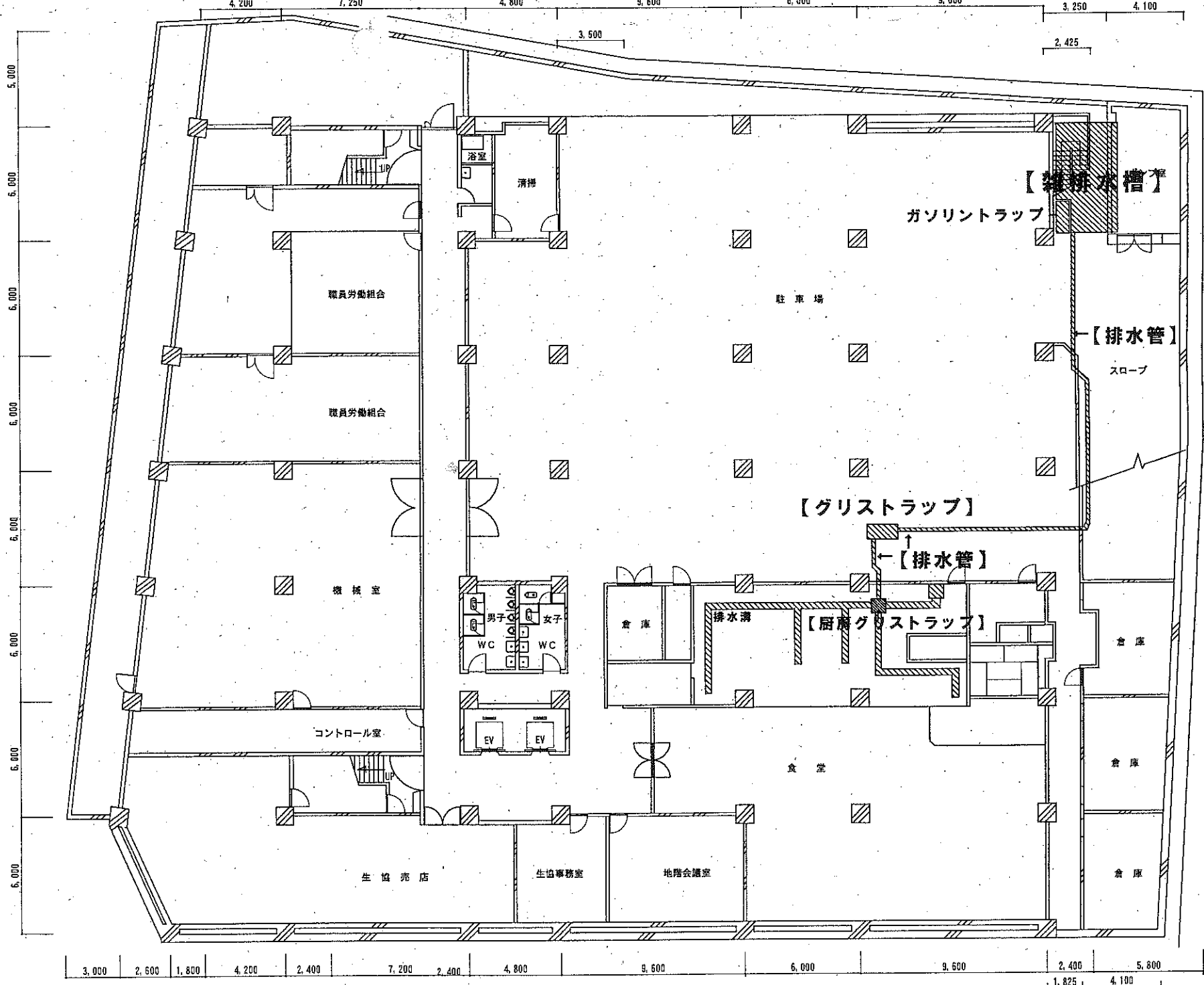
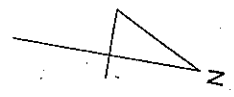
種 別	実施回数・時期	実 施 内 容
雑排水槽 23 m ³	年2回（7月、12月）	汚泥抜取、槽内清掃、殺虫プレート2枚
厨房グリストラップ 0.35 m ³	年2回（7月、12月）	汚泥抜取、槽内清掃
厨房グリストラップ 0.21 m ³ ※厨房グリストラップからの排水管の洗浄を含む	年2回（7月、12月）	汚泥抜取、槽内清掃 （排水管については高圧洗浄機を使用の上、管の全長を清掃すること）

西庁舎

高知市丸ノ内1丁目7-52 高知県庁西庁舎内（別紙図面のとおり）

種 別	実施回数・時期	実 施 内 容
雑排水槽 9 m ³ ※うち1 m ³ はガソリントラップ	年2回（7月、12月）	汚泥抜取、槽内清掃、殺虫プレート2枚
厨房グリストラップ 0.3 m ³ ※排水溝30mの軽洗浄含む	年2回（7月、12月）	汚泥抜取、槽内清掃
グリストラップ 0.6 m ³ ※厨房グリストラップからの排水管3.5m及び雑排水槽への排水管26mの洗浄を含む（共にφ10cm）	年2回（7月、12月）	汚泥抜取、槽内清掃 （排水管については高圧洗浄機を使用の上、管の全長を清掃すること）

- ※ 実施日は管財課担当者と打ち合わせのうえ、決定すること。（実施日は閉庁日とする。）
- ※ 実施内容の詳細は、別添「高知県庁雑排水槽、グリストラップ等清掃及び産業廃棄物処理業務仕様書」のとおり。
- ※ 作業終了後は業務完了報告書を提出のこと。
- ※ 抜き取った汚泥については、産業廃棄物として適正な処理を行うこと。（マニフェストの用紙については受託者側で準備）



西庁 地階平面図 1/200